

8 関節可動域及び筋力（首・体幹・四肢）	部位	運動の種類	右					左				
			関節可動域		関節運動筋力			関節可動域		関節運動筋力		
			他動範囲	強直肢位	正常又はやや減	半減	著減又は消失	他動範囲	強直肢位	正常又はやや減	半減	著減又は消失
首	前屈											
首	後屈											
体幹	前屈											
	後屈											
肩関節	屈曲											
	伸展											
肘関節	屈曲											
	伸展											
手関節	背屈											
	掌屈											
股関節	屈曲											
	伸展											
	内転											
	外転											
膝関節	屈曲											
	伸展											
足関節	背屈											
	底屈											

⑩ 補使用用具状況	・常時(起床から就寝まで使用) ・ときどき使用 ・使用せず	ア 義手 カ 松葉杖 コ その他(具体的に)	イ 義足 キ 車椅子	ウ 上肢補装具 ク 歩行車	エ 下肢補装具 ケ 補助用小道具	オ 杖
--------------	-------------------------------------	------------------------------	---------------	------------------	---------------------	-----

⑪ 日	ひとりでもうまくできる場合には..... ○ ひとりできてもうまくできない場合には... △ ひとりではまったくできない場合には..... ×	をつけること。	(注) 4の場合 5秒以内にできる ○ 10 " △ 10秒ではできない × 8と9の場合 30秒以内にできる ○ 1分 " △ 1分ではできない ×
--------	---	---------	--

日常生活動作の障害程度	補助具等 使用しない	使用	補助具等 使用しない	使用
2. にぎる (丸めた週刊誌が引き抜けない程度)	{ 右 左			
3. タオルを絞る (水を切れる程度)	両手			
4. とじひもを結ぶ	両手			
5. 食事をする	{ 右 左			
6. 顔を洗う (顔に手のひらをつける)	{ 右 左			
7. 排便の処置をする (臀のところに手をやる)	{ 右 左			
8. かぶりシャツを着て脱ぐ				
9. ワイシャツのボタンをとめる				
10. ズボンの着脱 (どのような姿勢でもよい)				
11. 靴下をはく (どのような姿勢でもよい)				
12. すわる (正座・横すわり・あぐら・脚なげ出し (このような姿勢を継続する))				
13. 歩く			{ 屋内 戸外	
14. 片足で立つ			{ 右 左	
15. 立ち上る				
16. 階段をのぼる				
17. 階段をおりる				

⑫
備考

上記のとおり診断します。
 令和 年 月 日
 病院又は診療所の名称
 所在地
 診療担当科名 医師氏名

◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。障害者の障害の程度及び障害の認定に無関係な欄は記入する必要がありません。
 ◎字は楷書ではっきりと書いて下さい。


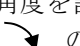
参考事項	身体障害者手帳	障害名	級	項
新規認定	有・無		級	項
再認定			級	項
地域振興局		(担当 姓・職)		
社会福祉事務所				

判定結果	該当	別表第2第 号に該当
	非該当	別表第2第 号に該当
結果	(理由)	認定基準に適合しない 診断書記載内容が不備
結果	上記のとおり判定する 令和 年 月 日	

注意

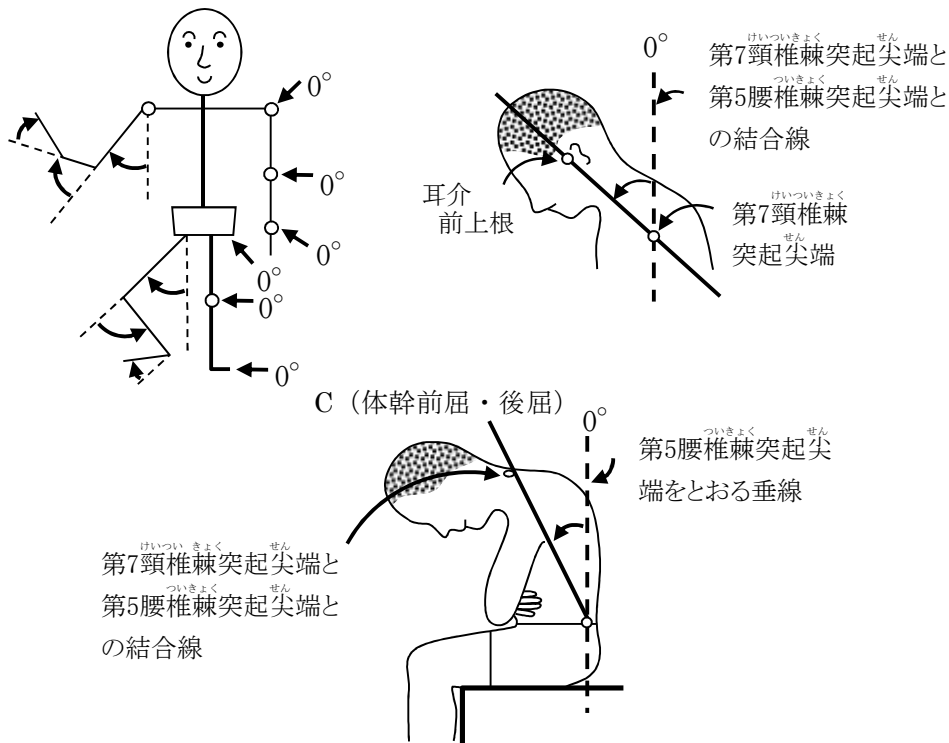
- 1 この診断書は、特別障害者手当の受給資格を認定するための資料の一つです。
この診断書は、障害者の障害の状態を証明するために使用されますが、記入事項に不明な点があると認定がおそくなることがありますので、くわしく記入してください。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんでください。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、障害者が障害の原因となった傷病についてはじめて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診断している場合は、障害者本人又はその父母等の申し立てによって記入してください。また、それが不明の場合には、その旨を記入してください。
- 4 ⑨の欄は、次によってください。
 - (1) 1の図は、障害の内容に応じてそれぞれの部位を塗りつぶしてください。
 - (2) 3の「四肢長」の測定は、上肢長については肩峰より^{とう}橈骨茎状突起まで、下肢長については、腸骨前上^{きよく}棘より肉果までの距離を測ってください。
 - (3) 4の「障害の起因部位」が心因性のもと思われる場合は、「その他」のところを○でかこんでください。
 - (4) 5及び8の「関節の可動域」は、関節角度計を使用してください。また、運動障害のある部位について、運動の方向別に解剖学的肢位を0°（前腕については手掌面が矢状面にある状態を0°とし、肩関節の水平屈曲伸展計測については外転90°位を0°とする。）とした測定方法（昭和49年6月日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた測定方法）により測定した最大可動域を記入してください。

四肢の角度の測り方 例

- ア 自然起立姿勢で四肢関節がとる位置は、次のような角度になります。
肩関節0°、肘関節0°、手関節0°、股関節0°、膝関節0°、足関節0°（図A参照）
- イ 四肢の運動角度は、図Aの  の角度を記入してください。
- ウ 首・体幹の運動角度は、図B・Cの  の角度を記入してください。
なお、自然起立位で体幹がとる位置は、すべて0°とします。

A [基本肢位と角度 測定の方向]

B (首前屈・後屈)



- (5) 8の筋力の程度を表す具体的な「程度」は次のとおりです。
 - 正常…検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
 - やや減…検者が手を置いた程度の抵抗を排して自動可能な場合
 - 半減…検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合（筋力テスト3）
 - 著減…自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような肢位では自動可能な場合（筋力テスト1又は2）
 - 消失…いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合（筋力テスト0）
- 5 ⑩の欄の日常生活動作については、それぞれの状態に応じて○・△・×を記入してください。